

検査予約取消多発者(キャンセル)に対する処置について

年末・年度末等の検査予約に係る繁忙期対策として、下記実施要領7項に基づき、取消多発者に対して処置を講じますので、予約の申し込みと取消しには十分な配慮をお願い致します。

なお、見込み予約取消し(翌日分の予約取消しを、当日午後6時までに行う)が多発していることから、業務委員会では対策を検討しております。

自動車検査予約実施要領

関東運輸局山梨運輸支局・自動車検査独立行政法人関東検査部山梨事務所並びに軽自動車検査協会山梨事務所が実施する自動車検査の予約受付は、この要領により行うものとする。

1. 予約を必要とする検査の種類

- (1)継続検査 (2)新規検査 (3)構造変更検査 (4)予備検査

2. 予約申し込み場所

(一社)山梨県自動車整備振興会

予約専用番号 055-263-3232

パソコン URL <http://www.ams-yoyaku.jp/pca/login00.php>

携帯電話 URL <http://mobile.ams-yoyaku.jp>

3. 予約申し込み方法

(1)予約申込みは、電話(ブッシュホン)・Web(パソコン・携帯電話)で所定の操作手順により行う。

(2)予約できる期間は、申し込む日を含み7日までとする。

(3)1回の予約できる台数は、4台までとする。

(4)予約は、確実に受検できる車両で申し込むこととする。

4. 予約受付時間

(1)翌日以降の検査車は、24時間終日受付する。

(2)当日の検査車受付は、1~2ラウンド午前9時、3~4ラウンド午後1時までとする。

5. 予約確認

当日の予約確認は、自動確認端末で行うこととする。

6. 予約取消し扱い

予約取消しは、何時でも可能とする。

但し、翌日分の予約取消しは、当日午後 6時までに行うこととする。

(例；10月7日分の予約取消しは、10月6日午後6時)

7. 取消多発者に対する処置

検査前日午後6時以降に取消した者、又は取消ししない者に対しては、次の処置を行う。

(1)当該事業場名を、支部長会議に発表する。

(2)毎月の振興会会報に、その事業場名を掲載する。

(3)1ヶ月のうち、取消を回数2回、又は台数3台以上の事業場は、文書をもって通知し、理由書の提出を求める。

(4)悪質と認めた事業場に対しては、一定期間予約受付を停止する。

「年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施」について

平成27年12月10日（木）から平成28年1月10日（日）までの間、平成27年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する旨、山梨運輸支局長より通達がありました。標記運動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成27年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（抜粋）

○実施時期 山梨運輸支局

平成27年12月10日（木）～平成28年1月10日（日）

○点検事項及び点検項目

（1）飲酒運転や薬物運転等を行わないための安全対策の実施状況

- ① 飲酒運転防止に対する指導・啓発運動を実施しているか。
- ② 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。
- ③ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。

（2）死傷事故等を防止するための安全対策の実施状況

- ① 夕暮れ時の早めの前照灯点灯及び夜間のハイビームの活用を指導しているか。
- ② 右左折時において、周囲の交通状況を十分確認するよう指導しているか。特にトラックにおいて、助手席の荷物や不適切な架装・改造、後写鏡の状態等により死角を大きくすることができないよう、指導しているか。

（3）車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況

- ① 過積載運行等の防止を図っているか。
- ② 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造（例：不正な二次架装、速度制御装置の機能の解除、前面ガラスへの装飾板の取付等）の防止が徹底されているか。
- ③ 車輪脱落事故や車両火災をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が実施されているか。

（4）新型インフルエンザ等対策の実施状況

- ① ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。
- ② 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。
- ③ インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。

○実施事項

- （1）整備事業者においては、自動車使用者に対し、日常点検、定期点検整備の励行を指導すること。また、後部座席を含むシートベルト着用の徹底とチャイルドシートの使用の徹底を図ること。
- （2）リボンの着用、垂れ幕及び立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

「年末の交通事故防止県民運動」について

これから迎える年末は、交通渋滞が起こりやすく、また、日暮が早くなつて気持ちが気ぜわしくなる等、諸々の要因から交通事故の多発が懸念されます。

このため、本年も12月の1ヶ月間「年末の交通事故防止県民運動」を実施します。

当運動を十分理解の上、「重点目標」に沿つてご協力頂きますようお願いします。

平成27年度「年末の交通事故防止県民運動」実施要領（抜粋）

○目的

この運動は、交通量の増加に伴う道路の渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒の機会が増えるなど、様々な要因が重なり合つて交通事故が発生しやすくなる年末の時期において、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的とする。

○期間

12月1日（火）～12月31日（木）までの31日間

○主催

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

○運動の重点目標

- 1 横断歩行者の保護
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材の使用の推進
- 4 高齢者と子供の交通事故防止
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 ニ輪車の交通事故防止
- 7 自転車の安全利用の推進

「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」の実施について

県内では、依然として飲酒運転による交通事故が後を絶たず、本年7月末には、人口10万人あたりの飲酒事故発生件数が全国ワースト1位になるなど、憂慮すべき状況となっております。

このため、各種交通安全運動等において、県民総ぐるみで飲酒運転根絶を目標に取り組みを推進しているところであります。今後、飲酒の機会が多くなる年末年始を控え、飲酒運転行為や飲酒運転による交通事故の発生が懸念されるため、飲酒運転根絶に向けた取り組みをより一層強力に推進しなければなりません。

つきましては、飲酒運転をしない・させない環境を醸成するために、下記の「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」を実施することとなりました。本キャンペーンの目的をご理解頂きご協力をお願いします。

「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」実施要領（抜粋）

○目的

依然として後を絶たない飲酒運転や飲酒に伴う交通事故を根絶するため、飲酒の機会が増え、飲酒運転の増加が懸念される年末年始の時期を捉え、酒類提供業者等の協力のもと、「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」運動を展開し、飲酒運転をしない、させない環境を醸成する。

○期間

12月1日（火）～平成28年1月31日（日）までの2ヶ月間

○主催

山梨県交通安全対策本部・山梨県警察本部・山梨県交通対策推進協議会

○内容

- 1 「飲酒運転させない宣言の店」での啓発物品（卓上カレンダー）の掲出
- 2 従業員の接客時において、運転手を事前確認するなど「運転手に酒を提供しない」ための声かけの励行
- 3 ラジオスポット放送による啓発
- 4 県広報車「ひかり号」による巡回広報活動及び県広報番組「くらしの情報」における広報
- 5 山梨県ホームページ内に「飲酒運転しない・させないキャンペーン」を掲載

お客様向け提案・説明資料の配布について

(自動車整備業のビジョンⅡ)

お客様向け提案・説明資料は、CS（顧客満足度）向上による入庫・売上の拡大を促進することを目的として作成配布致しました。（11月各支部長を通じて配付）

整備事業場において定期点検及びその他サービスメニュー（一例）の説明・実施の提案・料金説明及び消耗劣化部品の説明を行う際の総合的な説明用資料としてご活用下さい。

なお、今後、振興会から提供される説明資料及び自社で作成した説明資料と併せて、ユーザー説明時にご活用頂きますようお願いします。



お客様説明資料

(貨物車編)



一般社団法人山梨県自動車整備振興会
工場名 _____

【お客様への説明・提案】

【配布ツール】 お客様説明資料 貨物車編（クリアファイル入り）

（1）ユーザー向け提案用資料（全10種）

法定点検以外の点検・整備メニューの実施等をお客様に提案する際に使用する資料です。自動車に係る幅広い提案を行うことにより、お客様と幅広い取引が可能となります。

（2）点検・整備料金説明用資料（全11種）

点検・整備を実施した際に発生する一般的な料金の説明をする際に使用する資料です。お客様が各費用の必要性等を完全に納得した上で料金をお支払いいただくことにより、信頼性が増しCS（お客様満足度）向上に繋がります。

（3）消耗・劣化部品説明用資料（全38種）

一般的な消耗・劣化部品の交換の必要性をお客様に説明する際に使用する資料です。お客様が部品交換の必要性等を完全に納得した上で整備することにより、信頼性が増しCS（お客様満足度）向上に繋がります。

なお、説明資料（二輪車編）についても同時配布致しましたので、二輪車編は必要な資料を各事業場でファイルしてご活用下さい。

各支部例会等に本会より担当者がお邪魔して内容の説明等をさせていただく事としております。

平成29年用点検整備済ステッカーの貼付できる期間のお知らせ

平成28年1月1日以降に12ヶ月点検、24か月点検及び新車の納車整備を行った自家用乗用車には、平成29年用点検整備済ステッカーを貼付することになります。

11月末より販売しております標記29年用ステッカーは、国土交通省認可の関係で前面ガラスに貼付できる期間は、平成28年3月31日までと指定されておりますので、購入時にはご注意下さい。

注：①自家用乗用車の使用に限ります。

②平成29年4月30日を過ぎて前面ガラスに貼付していると保安基準違反になります。

※平成28年4月1日以降使用可能なステッカーは、平成28年2月下旬供給予定です。

自動車検査法人からのお知らせ

二輪コースが完成したため、12月1日（火）より二輪コースによる審査を開始します。また、安全な運用を行うため、当分の間は以下の注意事項を厳守願います。
ご協力よろしくお願ひします。

12月1日（火）より、
二輪コースを開始します。

注意事項

- ① 二輪コースにおいて、検査ができない二輪車があるため、
従前のとおり、3コースに並んでお待ちください。
- ② 二輪コースでは、スピード検査を実施しますので、
必ずスピードセンサーの位置（前輪・後輪）の確認を行ってください。

関東検査部山梨事務所

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」11月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
(有)大木自動車	922	甲府西	三友モータース商会	366	南巨摩北
功刀自動車(株)	1046	甲府西	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
三友自動車工業(有)	15	甲府南	御坂自動車修理工場	165	東八
(株)キリン自動車	411	甲府南	石川自動車整備工場	377	東八
甲府モータース	616	甲府北	米山自動車工場	629	東八
東洋モータース	972	甲府北	小澤自動車工業	931	東八
ヤザキオート	1151	韮崎	成沢自動車	1058	東八
富士自動車工業所	330	南アルプス南	久保田モータース	397	塩山
新津モータース	413	南アルプス南	後藤モータース	509	塩山
オートサービス三金	559	南アルプス南	有限会社山和	1191	塩山
(有)山口自動車	115	南アルプス北	羽中田自動車工場	162	岳麓
清水モータース	858	南アルプス北	鈴屋自動車整備工場	954	岳麓
(株)杉野ホンダ販売	324	市川	三浦自動車	955	岳麓
カーショップ昭和	1277	市川	平井自動車整備工場	573	都留
(株)稻葉工業	63	南巨摩南	杉林モータース	786	都留

【訃報】

(日下部支部 8-125)
 梶原自動車修理工場
 代表者 武藤 美香 様
 ご夫君 武藤 照善様(75歳)
 10月27日 ご逝去

(東八支部 8-1050)
 保坂自動車整備工場
 代表者 保坂 喜人 様
 ご母堂 保坂 廷子様(93歳)
 11月2日 ご逝去

(東八支部 8-978)
 中村自動車整備工場
 代表者 中村 喜男 様
 ご母堂 中村やよひ様(101歳)
 11月17日 ご逝去